

栗原市「道の駅」基本構想策定業務委託業者選定プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 栗原市が実施する栗原市「道の駅」基本構想策定業務委託業者選定プロポーザルにおいて、提案内容を公正に審査し、契約候補者を選定するため、『栗原市「道の駅」基本構想策定業務委託業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）』を設置する。

(組織)

第2条 審査委員会は、委員7人以内をもって組織する。

- 2 審査委員会の構成員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その他委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。
- 6 委員の任期は、第3条に規定する業務が終了するまでとする。

(審査委員会の業務)

第3条 審査委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 契約候補者等を選定するための審査基準に関すること
- (2) プロポーザルの評価及び契約候補者等の選定に関すること
- (3) その他委員長が必要と認めること

(会議)

第4条 審査委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(委員の責務)

第5条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保した上で、公正、公平に審査を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、審査の過程において知り得た情報を公開してはならない。ただし、市が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りでない。また、審査委員会に出席した委員以外の者も同様とする。

(事務局)

第7条 審査委員会の事務局は、栗原市商工観光部田園観光課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長と事務局が協議の上、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月26日から施行する。